

補助金の適正化ガイドライン

千 葉 市
平成 2 2 年 7 月
(平成 2 6 年 1 1 月更新)

目 次

はじめに	2
I 検証の視点	3
II 見直し基準	5
III 検証の進め方・検証結果の公開	9

はじめに

補助金は、政策目的を効率的に実現するための有効な手段の一つとして様々な行政分野で活用されてきました。その一方で、補助金については、その成果や効果が曖昧であること、長年にわたり特定の相手方に交付され続けることによって既得権化しやすいことなどの問題点が指摘されています。

これまで本市では、補助金の適正化として、社会経済情勢の変化等に応じて存続する意義の薄れたものや、補助効果が乏しいものを廃止、縮減するなどの見直しに取り組んできましたが、補助金については、その性質上反対給付を伴わない一方的な支出であり、その財源の多くが市民の税金で賄われていることや、現下の本市を取り巻く厳しい財政状況を踏まえ、今後も、不断の検証を行い、市民の皆様のご理解を得ることが必要不可欠です。

本ガイドラインは、補助金の見直しを行うための指針として策定したものであり、見直しに当たっての視点や考え方、補助金の検証方法等を示しています。今後も本ガイドラインを活用し、廃止、縮小、存続等の方向性を検討しながら見直しを進めていきます。

I 検証の視点

全ての補助金について、次の6つの視点から検証を行います。

1 公益性

地方自治法第232条の2に「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されています。補助金を交付するには、客観的にみて「公益性」のあることが必要不可欠です。

(1) 補助事業の目的や内容に明確な公益性が認められるか。

2 有効性

補助金の財源は、その多くが市民の税金で賄われています。厳しい財政状況の下で、交付する補助金が期待する効果をあげているのか検証する必要があります。

(1) 補助金額に見合った効果があがっているのか。

(2) 社会経済状況の変化により補助効果が薄れていないか。

(3) 少額の補助金について継続していく必要があるか。

3 補助対象団体等の状況

補助対象団体等の財務状況を明確にするとともに、団体等において財務状況に余裕があるなど補助金を廃止・縮小しても自立して運営できる場合には補助金を交付する必要があるかどうかを検討する必要があります。また、団体等に対し自立性を高める自助努力を促すことも必要です。

(1) 団体等の補助金への依存度が低く、自立性が確保されている状況ではないか。

(2) 団体等が補助金以上の繰越金や内部留保資金などの余剰資金を有していないか。

(3) 団体等が自立性を高めるための取組みを行っているか。

4 機会の公平性

補助金の交付は、長年にわたり特定の団体に支出することなどによって、既得権化しやすいことが問題視されています。交付先等に偏りがないように、機会が公平に開かれていることが求められます。

- (1) 同一対象者に長期間にわたり補助金を支出していないか。
- (2) 補助対象者を特定するなど、交付先に偏りがいないか。

5 妥当性

補助金は、その対象となる経費や補助率、補助金額が妥当なものであることが求められます。これらは、一度設定するとその後に見直しが行われないことが多く、現在でもこれらが妥当なものであるのか改めて検証する必要があります。また、これらが明確になっているのかも検証が必要です。

- (1) 補助対象経費は、公金で補助することが妥当なものか。
- (2) 補助率、補助金額は妥当なものか。
- (3) 運営費的な内容を補助することにより補助対象が曖昧になっていないか。
- (4) 交付した補助金は、下部組織等に再交付されていないか。

6 その他

(1) 類似事業との統合

補助事業に類似する事業がある場合に、これらを統合することによって事業の効果や効率が向上することが期待できます。類似事業がある場合には統合の可能性を検討することが必要です。

(2) 他の手法への切替え

本来市が自ら実施すべき事業を補助事業としているものについて直接執行や委託とするなど補助以外にふさわしい手法がある場合には他の手法への切替えを検討する必要があります。

Ⅱ 見直し基準

1 基本的な考え方

「Ⅰ 検証の視点」で示した6つの視点により検証を行い、問題のある補助金については、個々の補助金の状況を踏まえつつ、原則として、以下の「見直し方向」により見直しを検討することとします。

検証の視点	見直し方向
1 公益性	廃止・休止
2 有効性	廃止・休止
3 補助対象団体等の状況	廃止・休止、実施手法の見直し
4 機会の公平性	実施手法の見直し
5 妥当性	実施手法の見直し
6 その他	実施手法の見直し

2 見直し基準

廃止・休止、実施手法の見直しは、以下の基準により行います。

(1) 廃止・休止を検討する補助金

以下に該当する補助金については、原則、廃止または休止する方向で検討することとします。

ア 公益性

- ・ 特定の一部の者のみが恩恵を受けるなど、補助金の支出に納税者の理解が得られない補助金

イ 有効性

- ・ 補助金額に見合った効果が期待できない補助金
- ・ 補助の目的が既に達成されているなど補助効果が薄れている補助金
- ・ 補助金額が10万円以下の少額補助金

ウ 補助対象団体等の状況

- ・ 団体等の収入に占める市補助金の割合が、過去3か年平均で概ね

10%を下回っている団体等への補助金

- ・団体等の繰越金額が、市からの補助金額を恒常的に上回っている団体等への補助金

(2) 実施手法の見直しを検討する補助金

- ア 同一対象者に長期間にわたって補助金を支出している場合は、必要に応じて5年以内の交付期限を設定するなどの見直しを行います。
- イ 補助金の交付先を要綱等で特定していたり、例年、同一対象者に交付していたりする場合には、必要に応じて公募制の導入をするなどの見直しを行います。
- ウ 補助対象経費に、例えば、団体構成員相互の親睦経費や慶弔費等、市民の税金を充てることが妥当ではない経費が含まれている補助金については、当該経費を補助対象から除外するなどの見直しを行います。
- エ 定額で支出している補助金や、補助率10/10の補助金については、積算根拠を明確にするとともに、例えば補助率に上限を設定するなどの見直しを行います。
- オ 団体等の運営費を補助対象としている補助金については、補助の目的及び対象の明確化を図るため、原則、事業補助へ転換することとします。
- カ 下部組織に再交付している場合には、直接交付するなどの見直しを行います。
- キ 類似事業など代替え可能な事業がある補助金については、整理統合を行います。
- ク 補助対象事業が、本来は市が主体となって行うべき行政の代替えとしての性質を有している補助金については、委託事業等への切り替えを比較検討します。
- ケ 自立性を高めるための取組みを実施していない団体等に対する補助金については、補助金交付に当たり自助努力を促すこととします。

3 性質別に異なる課題への対応

補助金は、その補助対象や内容により性質が異なり、それぞれの性質によって抱える課題も異なります。ここでは、性質の異なる補助金ごとに、それぞれの課題を整理し、「2 見直し基準」で示した基準に、それぞれの課題に対応した重視すべき見直し基準、加えるべき見直し基準を示すことにより、確実な見直しを行います。

(1) 団体運営補助金

市が政策を遂行する上で、その役割を補完する団体の運営・活動・育成を支援するための補助金です。運営費を補助対象とすることから補助対象が曖昧になる傾向が強いほか、以下の課題があります。

《課題》

- ア 長期間にわたり補助金を支出しているケースが多く、既得権化する傾向が強い。
- イ 交付された補助金を、下部組織に再交付するなどのケースについては、補助対象が不透明になっている場合がある。

《見直し基準》

- ア 既得権化を防ぐため、原則として、3～5年程度の交付期限を設定し、期限到来時には、ゼロベースから見直すこととします。
- イ 下部組織に再交付する場合は、再交付先についても、その用途の公益性、補助目的、補助対象等が妥当なものか検証し、直接交付する場合と同様の視点で見直しを行います。

(2) 利子補給金

主に中小企業の運転資金借入や、社会福祉施設の整備資金借入に係る利子償還に対する補助金です。

《課題》

ア 特定の団体、市民に支出されることがほとんどで、不特定多数の市民に対する直接的な効果が見えづらく、また、補助金額に見合った効果の検証が難しい。

イ 借入の償還期間を補助期間とすることから、長期にわたるものが多い。

《見直し基準》

ア 交付先の経済活動や、資産形成に対する補助であることを踏まえ、補助の目的とその効果について、市民に説明できるものとします。

イ 補助率や補助金額が妥当かどうか個別に検証し、必要な場合は見直しを行います。

(3) イベント補助金

団体が行うイベントや各種の大会等に対する補助金です。

《課題》

ア 単発的な要素が強いイベントにもかかわらず、長期間にわたり特定の団体に対しての補助が常態化しているケースがある。

イ 様々な分野の様々なイベント等のうち、先行したものが補助対象となるなど既得権化しているケースがある。

《見直し基準》

ア 補助が常態化しないよう、補助の必要性についてその都度、検証するとともに、補助を行う場合については、公平性の観点から、補助対象決定の考え方について、客観的に市民に説明できるものとします。

Ⅲ 検証の進め方・検証結果の公開

現下の厳しい状況の中、社会経済情勢を踏まえた的確な政策を限られた財源で遂行するためにも、補助金の検証は一過性のものに終わることなく、不断の検証を行うことが必要です。

本ガイドラインを基本的な指針として、対象となる補助金について、廃止、休止、実施手法の見直しの方向性を検討しつつ、見直しを確実に進めることとします。

検証の結果、拡充や現状維持など存続する補助金についても、終期を設定するよう努め、定期的に検証を行います。

さらに、補助効果の向上を図るため、当該年度の補助金一覧を市のホームページで公開するとともに、検証の結果、見直した補助金についても公開します。